

法令及び判例

(06/10)

A.- 法令

1.- 外国人法(Estatuto do Estrangeiro) –永住ビザ(Visto Permanente)

2010年度のブラジル経済の成長率は6パーセント前後と予想され、BRIC諸国の中で、日本企業の当国への関心が深まるなか、当地に現地法人を設立し、新事業を始める企業が多くなりつつある。

大株主或いは大出資者である日本企業は社員を当地へ派遣し、現地法人の役員へ就任させて現地法人の経営管理を担当させたい意向が多い。

外国人が当国に入国し居住するためには入国ビザを必要とすが、移民を多く受け入れて構成された当国の外国人法(Estatuto do Estrangeiro)と上記案件との関連について次の通り概要をピックアップした。

A.) はじめに

1.- 連邦憲法の第5条は、当国に居住する外国人に対しても、ブラジル人への諸権利保障を同等に与えている。(現行憲法は1988年10月5日公布)

2.- 一方、外国人法は1980年の法令(Lei n.º 6.815/80, alterada pela Lei n.º 6.964/81)を基に発布された1981年の細則令(Decreto n.º 6.964/81)が現行規則といえる。

3.- 現在1980年の法令第6815の126条により制定された移民諮問委員会CNI(Conselho Nacional de Imigração)が決議規則Resolução Normativa)として、外国人への入国ビザ供与について細則を規定している。

4.- 以上から、外国人への入国ビザの事務手続はCNIの規則に従い申請される。

B.)- 入国ビザの種類

外国人への入国ビザの種類は次の通り。(Art. 4º)

I.- 通国 (de transito); 2.- 観光者用 (de turista); 3.- 短期(temporário); 4.- 永住(permanente); 5.- 贈答用(de cortesia); 6.- 公用(oficial); 7.- 外交(diplomático)

1.1.- 3項の短期ビザの内容は a.)学習、文化用; b)商取引用; c.)スポーツ選手或いは芸能人用; d)学生用; e) 科学者、先生、ブラジル政府向け又は契約書をベースとした職業人用; f.) 新聞、雑誌、ラジオ、TV等の通信員用; g.)

宗教関係者用と多種にまたがっている。(Art. 13)

1.1.1.- 企業社員は短期ビザを使用して入国する多くの人は、b項の商取引用又はe項の労働契約書をベースとするケースが多いと考えられる。

1.1.2.- しかし、商取引用ビザの取得が難しく短くなっている点から、観光者用のビザをとり入国し、市場調査等の仕事をするケースがあるが、厳しくはビザ法違反行為といえる。

1.1.3.- 労働契約書に基づき短期ビザは、外国人労働者を採用する企業と外国人との契約書をベースに当局(CNI)申請するが、ビザの取得へは、受け入れ企業が労働法、3分の2法をクリアしている、外国人採用の必要性、当国で採用が難しい職業人、更に候補者は十分な職歴を持つ条件を満たす必要がある。

C.) 永住ビザ

1.2.- 本来、永住ビザは当国へ最終的に移住する外国人へ与えられるものである。(Art. 16)、

1.2.1. しかし、1976年の株式会社法(Lei n.º 6.404)は会社の経営管理者(Diretor)へ就任できる条件に当国に居住する自然人と規定した結果、永住ビザを持ち当国に居住する外国人だけが会社経営管理の役職に就任できる内容へとかわった。

1.2.2. 以上から、永住ビザは当国へ移住する外国人向けと、会社の経営管理の役職へ就任するための2種類が存在する。

1.2.3.- 会社経営管理職へ就任するための、永住ビザ供与に関する細則は、2004年のCNIの決議規則(Resolução Normativa n.º 62)である。

1.2.4.- 永住ビザの供与には(art. 3º a.) US\$ 50.000,00以上の投資と、2年以内に最低10以上の職場を創設する(inciso I — 2009年の決議84号で投資金額は最低R\$ 150.000,00へ改正された) 或いは b.) US\$ 200.000,00以上の投資(inciso II)が条件となっている。

1.2.5.- しかし、a)項の永住ビザは投資金額の他に、職場の創設、当局の監査を受ける煩わしさ避ける目的から 経営管理者1名につき20万ドルの投資による、永住ビザを申請するのが一般的なものといえる。

1.2.6.- 投資金20万ドルをベースとした永住ビザの申請には a.) 出資者会で外国人を会社の経営管理職へ指名する 決議録; b.) 候補者のパスポートのコピー; c.) 20万ドル以上の投資入金を立証する為替契約書; d.) 上記投資金が入金した後会社の資本金へ登録された証明書とブラジル中央銀行への外資登録完了書のコピーを必要とする。

1.2.7.- 出資者の信頼し指名した人であれば候補者の学歴或いは職歴は一切問はれず上記条件を満たせば申請後30日から60日以内に認可される。約1週間後に在日ブラジル大使館或いは領事館でパスポートに入国ビザをもらい、当国へ入国できる。

1.2.8.- 入国後30日以内に連邦警察へ外国人在留届けを行い、外国人向け身分証明書を受取り、更に納税者番号(CPF)を取得する。

最後に、会社法に従う事務処理は出資者会議で役員任命の議事録を作り、商業登記所へ登録し、派遣社員の役員職へ就任が完了する。

SP. 04/06/2010

Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado